東広島市農業委員会平成31年2月(第2回)総会議事録

1 開催日時 平成31年2月28日(木) 午前9時30分から10時40分まで

2 開催場所 市役所本館4階 402·403会議室

3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三見昌嗣	2	小 倉 亜紗美	3	長 原 毅
4	清 水 寿 昭	5	森 原 敏 昭	6	岡本義則
7	古本啓之	9	原 茂正	10	台川 洋子
11	杉 本 源 藏	12	加栗建男	13	窪田 恒治
14	佐伯 隆弘	15	田辺寿孝	16	黒川 克輝
18	古川 国昭	19	在間千鳥	20	瀬戸則昭
22	住井 正美	23	木原 省五	24	立 川 万里子

4 欠席委員 3人

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
8	脇 坂 俊 之	17	小 池 智慧登	21	岡土居 正弘

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 4番 清水 寿昭 委員 5番 森原 敏昭 委員

7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 の決定について

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第6号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第7号 東広島市長からの農地等の現況についての照会に対する回答について

報告第8号 農地転用(農業用施設)届出の受理について

報告第9号 農地改良届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

加二谷 達 雄 事務局長 農地保全係長 定井芳紀 農地係長 法 専 信次郎 農地係主査 定 棟 香奈子 農地保全係主査 佐々木 照 之 津 山 隆 之 農地係主任 農地保全係主任主事 關 憲次 農地保全係主任主事 髙 橋 久 雄

生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長 貫 名 直 弥 生活環境部豊栄支所地域振興課主査 岡 本 美由紀 生活環境部河内支所地域振興課主査 木 村 ゆかり

(農業委員会事務局職員以外の職員)

産業部農林水産課

担い手支援係主事

岡島広明

議長	これより平成31年2月総会を開会いたします。
議長	
	在任委員数24人中20人のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第
	27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。
	東広島市農業委員会会議規則第34条の第2項の規定によりまして、清水委員さん、森原委員
	さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。
	次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。
	会期は、平成31年2月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。
業 目	< 異議なし > それでは、会期は平成31年2月28日1日限りといたします。
議長	
	これより日程第3の議案審議に入ります。 それではまず、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
	てもじはより、職業第3万「農業程置基盤独化促進伝第10米第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について」を上程いたします。
	この案件は東広島市長から意見を求められておりますので、農林水産課から説明していただき
	ます。個々の内容の質問については農業委員会事務局から答弁をしていただきます。それでは、
岡島主事	農林水産課、岡島主事、よろしくお願いいたします。 議長、農林水産課岡島です。私から総会議案、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条
	第1頃の規定による展用地利用集積計画の伏足について」をこ説明させていたださます。 資料をご覧ください。今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権の設定
	と所有権の移転にかかわるものでございます。利用権設定は69件、総面積は243,144.20㎡とな
	こが有権の移転にかがわるものくことでより。利用権政定は09円、総面積は245,144.20間となっております。所有権の移転は1件でございまして、総面積は3,235㎡となっております。 詳
	細につきましては、議案の資料をご覧いただきたいと思います。
	ねに フさましては、
	3月5日付で公告することとしております。
	3万3日内で公百することとしておりよす。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
定井農地	議長、事務局定井です。それでは、利用集積率について説明を申し上げます。
保全係長	一 職民、事務用足弁です。それでは、利用集積率について説明を申し上げより。 一 今回の利用権設定につきまして、議案のとおりご決定いただきますと、利用集積率は23.11%
水土水及	つらの利用権限定につきより、職業のとおりこび定いたださよりと、利用業績率は 25.11% になります。前回 12 月 27 日の公告時点での利用集積率が 23.39% でしたので、 0.28 ポイントの減
	少となっております。減少となりました主な理由ですけれども、利用権の設定期間が終了する時
	期が年末の12月31日となっておりまして、引き続いて更新されない場合には、自作農地等にな
	りますことから、減少幅が大きくなったものと考えております。説明は以上でございます。
議長	ありがとうございます。
时	古川委員さんがお着きになられましたので、農業委員さん21名ということで訂正をさせてい
	ただきます。
	- ただいま農林水産課、それから事務局から説明ございました。これより質疑に入ります。
	この議案は本日配付しました資料1にありますように、田辺委員さんと原委員さんが関係者と
	なっておられます。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該
	当いたします。関係者分を先に審議することとしますので、田辺委員さんと原委員さん、恐れ入
	りますが審議の間、退室をお願いいたします。
	< 田辺寿孝委員、原茂正委員、退室 >
議長	それでは、議案の事案のうち、資料1にあります関係者分について、ご質問、ご意見がありま
	したらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
	< なし >
議長	ないということでございますので、それでは採決に入ります。
	議案第5号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第5号の事案のうち、関係者分については決定いたします。
7	それでは、田辺委員さん、原委員さん、入室ください。
	< 田辺寿孝委員、原茂正委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛同い
HX X	
	るしいですか。
	J

	< なし >
議長	ご質問がないようでございますので、それでは採決に入ります。
哦 又	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
	「一般来のもち」に表現したとはあれる。 「我の死とによる展布地利用来積計画の状とについて」の事案のうち関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛
	成の方の挙手を求めます。
	人の力の手手を不のよう。
	No. エ頁字ザーク
議 長	一
	たっぴん は、乗職のなど自、米広島市及へ回答することに次足をどんしよす。 農林水産課の岡島主事、ありがとうございます。退室をお願いいたします。
	展析が産業の両島主事、めりがとうこといより。 医重をお願いいたしより。 < 岡島主事、退室 >
举 目	
議長	それでは、続きまして議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を15年以上ます。東際民の説明を求めます。
定棟主査	いて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
上 保 土 宜	それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第6号について説明いたします。
	一
	田17筆、26,168㎡、畑6筆、1,494㎡、合計23筆、27,662㎡です。 内容については座って説明させていただきます。
	一
	●の北東950mのところで、親戚間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人
	の労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて、23-2について説明します。
	●の北東500mのところで、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人に
	は2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて、24-3、25-4について、関連しますので一括して説明します。
	●の東100m、南東70mのところで、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人
	には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。なお、番号25-4について
	は、許可後は受人、渡人の共有名義となります。
	続いて、26-5について説明します。
	●の北西600mのところで、耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には3人
	の労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて、27-6について説明いたします。
	●の東1kmのところで、新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●の方で、●を
	営んでおります。譲渡人から居宅ごと譲りたいとの申し出があり、農地も居宅の隣接で、耕作に
	便利なため当地で新規就農を決めたものです。受人は、田には水稲、畑は野菜や果樹を作付する
	予定で、農機具の使用方法などの知識や技術については、地域の農業従事者や農業経験のある従
	業員から指導を受け、習得し耕作する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も
	保有されております。なお、耕作面積は今回の申請により3,834㎡となり、東広島市の下限面積
	を満たします。
	続いて28-7について説明いたします。
	●の北東200mのところで、自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人に
	は2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて29-8について説明します。
	●の南300mのところで、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には
	3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて30-9について説明します。
	●の東350mのところで、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の
	労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて、31-10について説明します。
	●の南西1.3kmのところで、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人
	は、住所は市外ですが、申請地隣接の実家に母と同居しております。受人には3人の労働力があ
	り、必要な農機具も保有されております。
	続いて、32-11について説明します。
	●の南西1.2kmから1.4kmのところで、自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するもので

定棟主査	す。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。申請地の一部には、昨
	年の災害で被災し、土砂が入っておりますが、現在復旧作業中で、復旧後は果樹を作付する予定
	以上、11件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を
	生じるおそれがないと判断しております。
注 目	以上で説明を終わります。
議長	それでは、ただいま事務局から説明がございました。 担当の委員さんのほうから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが。
	では、28-7でございますけれども、●さんが今療養中でございますので、かわりに説
	明させてもらいます。
	- これは、譲渡人は今現在、病気療養中のために農業ができなくなったということで譲渡される
	ものであります。譲受人の方は、自宅から400m、非常に近いところで、作業効率もよく、経営
	拡大ということです。それから、先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人の方は必
	要な農機具も含めて効率的にできるということでございます。よろしゅうございますか、それ以
	上ございませんか。
	< なし >
議長	それでは、これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようでございますので、採決に入ります。
	議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を許可すること
	に賛成の方の挙手を求めます。
** F	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について、は、許可することに決定されたします。
	て」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
定棟主査	総会議案の6ページをご覧ください。
	議案第7号について説明します。
	今月は7件の申請がありました。内訳については、議案の8ページをご覧ください。
	田9筆、4,281㎡、畑2筆、717㎡、合計11筆、4,998㎡です。
	内容については、座って説明させていただきます。
	それでは、 $6-1$ について説明します。
	太陽光発電施設への転用事案です。申請者は●に居住しています。このたび売電を目的とした
	太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南西 600mに位置する第2種農地です。
	続いて、7-2について説明します。
	太陽光発電施設への転用事案です。申請者は●に居住しています。このたび売電を目的とした
	太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北西
	280mに位置する第2種農地です。また、農振農用地からは除外見込みです。
	続いて、8-3について説明します。
	農業用施設(作業場等)への転用事案です。申請者は●に居住しています。申請者は水稲を専
	業として経営しており、既存の農業用倉庫への搬入搬出の作業場及びすくも置き場とするため、
	本申請地を整備するものです。申請地は、●の南西2.2kmに位置する第2種農地です。申請地は
	既に進入路及び作業場等として利用されており、追認許可となります。
	続いて、9-4、10-5について、関連しますので一括して説明します。
	太陽光発電設備への転用事案です。申請者は●に居住しております。このたび売電を目的としたより光発電技器はよります。またはよるようでは、中港地は、●
	た太陽光発電施設を2カ所設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北西500mに位置する第2種農地です。
	の北四500mに位直する第2種晨地です。 続いて、11-6について説明します。
	太陽光発電設備への転用事案です。申請者は●に居住しています。このたび売電を目的とした
	太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするもので、農地法第5条の規定によ
	る許可申請とあわせて申請されております。申請地は、●の北西400mに位置する第2種農地で

定 棟 主 査
農業用施設(農道)への転用事案です。申請者は●に居住しています。現在、既存農地への進入路は、道幅も狭く農機具等の通行も難しいため、本申請地を農道として整備するもので、農地法第5条の規定による許可申請とあわせて申請されております。申請地は、●の西1.3kmに位置する第2種農地です。 以上説明しました7件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件については、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
入路は、道幅も狭く農機具等の通行も難しいため、本申請地を農道として整備するもので、農地 法第5条の規定による許可申請とあわせて申請されております。申請地は、●の西1.3kmに位置 する第2種農地です。 以上説明しました7件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支 障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件につい ては、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
法第5条の規定による許可申請とあわせて申請されております。申請地は、●の西1.3kmに位置する第2種農地です。 以上説明しました7件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件については、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
する第2種農地です。 以上説明しました7件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支 障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件につい ては、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
する第2種農地です。 以上説明しました7件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支 障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件につい ては、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
以上説明しました7件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件については、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。今月上程しました案件については、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
ては、意見聴取の対象外であることから、許可してよいかご審議をお願いします。 なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
なお、番号11-6と12-7は、この申請にあわせて農地法第5条の規定による許可申請がさ
れております。これらは関連しますので、農地法第5条の許可と同日に許可してよいが、あわせ
I was the state of
てご審議をお願いします。
説明は以上です。
議 長 ただいま事務局から説明がありました。
担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが。よろしいですか。
< なし >
議長ったれでは、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。
杉本委員 11番の杉本ですが、12-7で農道と書いてあるんですが、38㎡は全体の中からこれが分筆さ
本 安 貞 TI留のお本ですが、12 「て展題と言いてあるがですが、56mは主体の下がうこれが力量と れているものですか、そこが知りたいんです。
定棟主査 写真でいいますと、ちょっとわかりにくいんですけど、赤いところが第4条の申請地になりま
佐 保 王 伍 写真 (いいますと、らょうとわかりにくいんとすりと、かいところが第4条の中間地になりまして、して、もともとこの38㎡という1筆の農地でございました。現地には果樹が植えてあるような
状況でした。
以上です。
杉本委員 わかりました。
議 長 よろしゅうございますか。
そのほかございませんでしょうか。ございませんか。
< なし >
議 長 それでは、ないようでございますので、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請につ
┃ いて」ですが、今回の案件は、先ほど事務局のほうから説明がございましたように、11-6と
12-7は第5条に関連しておりますので、これは別個にまた審議します。
それから、広島県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の対象外でありますが、このうち
│ 先ほど申しました11-6、12-7については第5条申請分として同時に申請ですので、第5条
の採決時に採決を諮ることにいたします。
それでは、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」、11-6と12-7以
外について、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
< 全員挙手 >
議 長 全員賛成です。ありがとうございます。
議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」、11-6と12-7以外について
一
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
事前に送付しました議案の14ページ、番号40-19で、小計欄の地目の記載が誤っておりまし
た。畑1筆936.00と表記されておりますけれども、正しくは畑ではなく田1筆936.00です。そ
れに伴いまして、17ページの合計欄の内訳のほうも1筆分変更となります。申しわけありませ
んでした。
それでは、議案第8号について説明いたします。
それでは、議案第8号について説明いたします。 今月は27件の申請がありました。内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。
それでは、議案第8号について説明いたします。 今月は27件の申請がありました。内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。 田38筆、32,090.91㎡のうち、転用面積29,660.91㎡、畑8筆3,568㎡、合計46筆、35,658.91㎡
それでは、議案第8号について説明いたします。 今月は27件の申請がありました。内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。
それでは、議案第8号について説明いたします。 今月は27件の申請がありました。内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。 田38筆、32,090.91㎡のうち、転用面積29,660.91㎡、畑8筆3,568㎡、合計46筆、35,658.91㎡

津山主任

農機具販売イベント会場への転用事案です。受人は、農機具の販売、修理及び使用技術の指導等を行う会社です。受人は、毎年県内各地で開催している農機具販売促進用イベント会場を借地利用しており、集客性の高い時期にも自由に開催できるようにしたいことから、申請地を自社用の販売イベント会場として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、県の中央部に位置し、営業エリアの中心で利便性が高く、隣接には既に受人の物流センターがあることから、受人は本申請地を適地とみなしています。内訳としましては、実験圃場、中古農機具販売場、展示場、来客用駐車場等を計画しています。申請地は、●の南140mに位置する第2種農地で、申請番号22-1の筆については、農振農用地除外見込みです。

続いて、3-3について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は、●に本店を置き、運送業を営む会社です。このたび運送業務の需要増に伴う事業拡大のため、既存駐車場の隣接地を駐車場として整備するため転用しようとするものです。申請地は、●の南東950mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第35条第5号、既存施設の拡張による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地は既に土が入っていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。また、農振農用地除外見込みです。

続いて、25-4について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南東180mに位置する第2種農地です。

続いて、26-5について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は、●に居住し、運送業の仕事をしています。現在、持ち込みで使用している運送用トラックを自宅から少し離れた場所に駐車しておりますが、自宅の隣接地に停車させたいことから、所有する乗用車の区画とあわせて駐車場を整備するため転用しようとするものです。申請地は、●の北西1.4kmに位置する第2種農地です。

続いて、27-6について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は、●に居住し、保険代理業を営んでいます。このたび隣接する家を購入し、居住するとともに、事務所機能の一部を移転することとしたため、本申請地を駐車場として整備するため転用しようとするものです。申請地は、●の東1kmに位置し、●地区として昭和63年度から平成9年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第35条第5号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、28-7、29-8は同一案件ですので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●に本店を置き、土木業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南東1kmに位置する第2種農地です。

続いて、30-9、31-10は同一案件ですので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北西220mに位置する第2種農地です。

続いて、32-11について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北西1.7kmに位置する第2種農地です。

続いて、33-12について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北西260mに位置する第2種農地です。

続いて、34-13と35-14は関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●の南東700mに位置する第2種農地です。

続いて、36-15、37-16は同一案件ですので、一括して説明します。

建売住宅への転用事案です。受人は、●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本

津山主任

申請地に建売住宅6棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●の北西 810mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、38-17について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするもので、農地法第4条の規定による許可申請とあわせて申請されております。申請地は、●の北西420mに位置する第2種農地です。

続いて、39-18について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。

このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南590mに位置する第2種農地です。

続いて、40-19について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南590mに位置する第2種農地です。

続いて41-20について説明します。

駐車場及び資材置場への一時転用事案です。受人は●に本店を置き、建築業を営む会社です。 このたび道路拡幅工事のための駐車場及び資材置場を確保するため、隣接する本申請地を許可後 45日間一時転用し、一時転用後は農地として復元する計画です。申請地は、●の南東70mに位 置する第2種農地です。

続いて、42-21について説明します。

農道への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび所有する農地への進入路は道幅も狭く、農機具や車の進入が難しいため、申請地を転用しようとするもので、農地法第4条の規定による許可申請とあわせて申請されております。申請地は、●の西1.3kmに位置する第2種農地です。

続いて、43-22について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の東960mに位置する第2種農地です。

続いて、44-23について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび実家近くの本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●の北西610mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、45-24について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南180mに位置する第2種農地です。

続いて、46-25について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の西280mに位置する第2種農地です。

続いて、47-26について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北西200mに位置する第2種農地です。

続いて、48-27について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は●で食品製造業を営む会社です。現在、工場敷地内において 駐車場を従業員用と運搬用車両とで共用しているため手狭となっており、隣接地を従業員駐車場 として整備するため転用しようとするものです。本申請地は、平成30年11月に太陽光発電設備 への転用事案として農地法第5条許可申請されましたが、その後申請者からの取下願を受理し、 このたび申請があったものです。申請地は、●の東420mに位置する第3種農地です。

以上説明しました27件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農

津山主任	条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。
	上程議案中、番号22-1から24-3、27-6については、農業委員会ネットワーク機構に意見
	聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよい
	か、あわせてご審議をお願いします。
議長	ただいま事務局から説明がございました。
	担当の委員さんから補足説明があればお願いしたいと思いますが。ございませんか。
	< なし >
議長	それでは、これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。
举 目	くなし > 新田され、トミベデザ、ナナのベーストベルを油により、トミベデザ、ナナのベーストベルを油により、ナナ
議長	質問がないようでございますので、それでは採決に入ります。 議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、8ページの11-6と
	12-7及び議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、10ページの
	22-1 から $24-3$ 、 11 ページの $27-6$ について、許可意見を付して、広島県農業委員会ネット
	ワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであ
	れば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに賛成の方の挙手をお願い
	します。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございました。皆さん賛成ですので、議案第7号「農地法第4条の規定による許可
	申請について」のうち11-6、12-7及び議案第8号の「農地法第5条の規定による許可申請
	について」のうち、10ページの22-1から24-3、11ページの27-6については、許可意見を 付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに
	異議ありませんということであれば許可することに、また、意見聴取の対象外については、許可
	することに決定をいたします。
	続いて、日程第4の報告に入ります。
	報告第4号から報告第9号について、事務局のほうから説明を求めます。
法専	議長、法専です。報告第4号から報告第9号までを一括して説明いたします。
農地係長	本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したものです。
	内容は、着席にて説明いたします。
	報告事項の1ページから7ページをご覧ください。 市街化区域内における農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となる案件で
	市民に区域内における展地報用油が出に関するもので、油が出により前引力安となる条件です。
	1ページから3ページは農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を7件、4ページから
	7ページは農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を8件受理いたしました。
	続いて、8ページから12ページをご覧ください。
	法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんと現地調査を行
	い、15件のうち1件、2筆を農地、15-1ですね、その他14件、20筆について非農地との回答
	をいたしております。 続いて、13ページから14ページをご覧ください。
	東広島市長からの農地等の現況についての照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調
	を
	続いて、15ページから16ページをご覧ください。
	農業用施設への転用届に関するもので、農業用倉庫について1件の受理をいたしております。
	続いて、報告事項の17ページから18ページをご覧ください。
	農地改良の届け出に関するもので、3件の受理をいたしました。
** E	報告事項は以上です。
議長	ありがとうございました。 それから、続きまして日程第5のその他、何かありますか。
	てれから、続きましく日程第5のその他、何かありますか。 委員さんのほうから、何かありましたらお願いします。
長原委員	3番の長原ですが、ちょっと問題提起をしなきゃいけないということがあるんです。
	皆さん、26日の中国新聞の「広場」というのを見られたかと。太陽光発電の適切な設置とい
	うのが投書されております。今回たくさん、毎回太陽光発電が出てますけど、今回も多いです。
	太陽光発電、特に、この傾向というのは多分業者のチラシ広告、これが大きな反響を呼んでるの

長原委員

ではないかと思います。毎年、何回かこういうチラシが業者から新聞折り込み広告に入っております。そういうことで、この中を見ると、遊休地や農地や山を貸してください、売ってください、安く買いますよというようなことを書いてあります。このチラシ広告が大変大きな反響を呼んどるんじゃないかと、そういうことで太陽光発電の第5条申請が多くなっとるというのが状況だろうと思います。それで、この投書の方の中を見てみると、要は太陽光発電をやるということになると、当然基盤を整備してやらないけんということで、ここの書き方を見ると、田んぼをコンクリートで潰して設置されとるということが、当然基盤を整理しなきゃ施設を設置することができんのでこういうことになっとんじゃろうと思うんですけども、たまたま去年7月に大雨の豪雨があったということで、この方の周辺も大量の水が出て、周辺は浸水したと。自宅も床下浸水したということでございました。

そのことで、太陽光発電の件については、やっぱり災害を引き起こす可能性が、全てじゃないんですが、高いということですが、やっぱり設置場所は適切なところでやっていかないといけないと。それから、災害に対する対応を十分やっとかないと、こういう投書があるということになりますので、簡単に太陽光発電を第5条で申請したからという話にはならないと思いますよ。

そういうことで、農業委員会、行政もこの対策は考えていかなきゃいけないんじゃないかと思いますよ。要は、農業委員会に第5条が申請された場合は、やはり農業委員会事務局は産業部、それから建設部、その3者と協議をし、現地を見て、この場所で太陽光発電を設置するのは適切かどうかということをしっかり見届けて、第5条の申請を受けるというようなことをしてもらわないと、こういう投書が出とるということは大変大きな問題ですから、簡単に第5条の申請が出たからオッケーオッケーというような話にはならないと思いますよ。よく考えてやっていただきたい。

それから、チラシ広告ですよね。これもちょっと問題だろうと思います。農家の農業される方に何となくアピールするような感じで、農業、農家の方も全てじゃないんですけど、しんどいのうとかということで、何かええことがありゃあ、やってみようかのという考え方がすぐ立つのですよ、このチラシについても、やっぱり、何かの規制をつけないといけないんじゃないかと思います。それで、市役所もしよるけども、県にも国もある消費生活センター、このチラシ広告についてどうだろうということをやっぱり提起をしていっていただかないと、これは大変大きな問題になりますよ。そういう感じが私がしたものですから、問題提起としてお話ししました。回答はよろしいですから、そういうことをちょっと肝に銘じて、これから行政なり農業委員会事務局は頑張ってやっていただければと思います。

以上です。

加二谷事務局長

すいません。今、回答はよろしいということでいただきましたけれども、ただ今の意見は市の関係との連携を強化して、災害をなくするようにということと、もう一つは、チラシについて何か規制がかけられんのだろうかということを検討していきなさいという事を、委員から提起いただいたわけですけれども、話の中でまず第5条なり第4条なりの転用についてですけれども、今本当に委員さんが言われたように、太陽光の売電単価が下がったということで、一つ考えられるのが、何とか経費をかけないようにするにはどうしたらよいかといったら、やっぱり農地がターゲットになるということで、きょうについても結構かなりな件数が出ておる状況は現状あります。そうした中で、第5条を軽く許可しないということをちょっと言われましたけれども、太陽光の許可については、大規模な開発が伴うものことであれば都市部とか生活環境部とかという法律にも関係してきますので、そこらあたりとは密には連絡をとって、最終的に許可が必要な案件であれば、全ての案件が許可になった上で、農地法も足並みをそろえて全て同時許可という形をとらせていただいているのが現状あります。

今、委員さんが言われた部分についても、法律の権限とか規定の中で縛れる部分があれば現状でも縛っていっておりますし、一番言われとるのが近隣への周知というようなことも資源エネルギー庁とかがガイドラインをつくっておりますので、そこらにそぐわない部分については、今も農業委員会も含めて都市部と開発とかそういう部分では、太陽光に関しての協議は進めておるのが事実でして、ただ今言われたように、規制をかけていくだけのことがないもので、最終的にはお願いできることはお願いするというような格好と、あとどうしてもそれにそぐわないことをされておれば、資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画の策定、ガイドラインというのがありますので、それに反するようなことをされておれば、市ではそこに通報して、対応してもらうような手続をとろうというようには話を進めております。今言われた災害とかという部分についても、縛れる部分があれば当然私らも確認させていただいておりますし、農業委員さんについても現地

加二谷事務局長

の確認はしていただいていると思いますので、情報を連携して、それが起こらないような可能な限りの対応はとっていきたいと思います。それと、今言われたような形では、内部でも協議はしていくと思います。

今の規模のでっかいものについてはそうなんですが、他法が絡まないものについては、農地法で縛るしかないんで、そこらは一般基準と立地基準の規制の中で、できる限りのことを申請者のほうには事務局でも伝えております。現状伝えてます。それで、それ以上のことは逆に申請者から何でそれは言い過ぎじゃないかというようなことも現実にありますんで、そこらのさじかげんを調整しながら、事務局は指導もし、お願いもして、そういうふうなことで対応しております。そんな状況であるということで、簡単に第5条、第4条の許可を出しているわけではないということはご理解いただきたいことと、今本当に委員さんからいいことをお聞きしました。事務局としても現地は全て全部見て回っております。農業委員さんのほうにも議案として現場を見ていただけるようなことでお願いはしております。地域の状況とかという部分は事務局ではわからない部分がありますんで、そこらはお知恵をかしていただいたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

長原委員さんのご提案ありがとうございます。

土砂の災害、これはもってのほかであり、それは考えていかなければならないことがあります。それから、もう一つは反射の関係があります。反射の関係というのは、南側から入射しますので、実は北側の高いところへ影響がある場合もあり、温度は余り関係ないんですけども、そういうことも含めて、検討させていただいております。

実は、昨年この反対に対する投書がありました。皆様ご存じだと思いますけども、災害があったときに、すぐに太陽光を設置すべきという話がありました。また太陽光は設置されんのか、こんな話、逆の話がありました。

それから、この太陽光の経過なんですけれども、皆様ご存じのように、太陽光というのは実は 平成23年、福島の第一原発の事故がありました。あれから、盛んに再生可能エネルギー代替を やろうということを国策でやっております。実は今年はぼちぼち18円が恐らく14円になっていくだろうと想定されます。今度は、環境の関係を考えますと、今原子炉が、全部じゃないですけ ど止まっております。そうすると、温暖化ガスの化石燃料の問題が、80から90%は化石燃料なので、二酸化炭素が排出されます。パリ協定で結ばれている数値にとてもじゃないけど届かないというのが今の日本なんです。ですから、電気会社の方々は原子力をと盛んにおっしゃっていますが、これもなかなか規制があるので難しいわけです。そうなると次に担うのはこの太陽光の事業だろうと、こういう思いがあるんです。だから、このままではパリ協定はとてもじゃないけど 進まないというのが1つあります。だから、その辺も含めて考えなきゃいけないと思います。

これから将来バイオマスがどうなるかというのはちょっとそれは定かではありません。住宅用のものは今度は規制がかかりますので、バッテリーを全部、また別のネットワークに使おうとしているものあります。バッテリーを取り込んで別にネットワークをつくって、それでまた、これは緊急時の防災用の電源に使おうというのもあります。それから、京セラなんかは、初期投資をゼロにして皆さんに提供して、スポンサーが皆全部出しますと。こんな話もどんどん出てきます。今、国策で環境問題、そして今の化石燃料の問題、エネルギーの対策の問題で、国策でやっていこうというのが現状なんです。ドイツは公共設備に太陽光パネルを全部入れてるんです。今、民間でやろうとしているので、こういう問題がいろいろ出てきてるのは事実ですね、いずれにせよエネルギー問題というのは、これは避けて通れない問題があります。

だから、そういった意味で長原委員さんのご提案いただいたもの、土砂災害とかそういうもの については重々検討していかなきゃいけませんけども、エネルギー対策というのはそういう方向 に進んでいるというふうに考えていただいたらと思います。

何か皆さんのほうでご質問ありましたら。ございますか。

それでは、よろしゅうございますか。

< なし >

議 長 それでは、ないようですので、次回の総会について森原会長職務代理さんから説明をいただき 議 長 ます。

森原会長職務代理者

それでは、次回3月総会は、3月28日木曜日9時30分から、本庁8階の全員協議会室で予定しておりますので、皆さんご出席のほどよろしくお願いいたします。

議 長

どうもありがとうございました。

委員の皆様方には慎重審議いただきまして、本当にありがとうございました。

議事録署名者	議長	
議事録署名者	委員	
議事録署名者	委員	

議 長 (会長) 4番 清 水 寿 昭 委員 5番 森 原 敏 昭 委員